

第8号議案

文京区指定文化財の追加指定について

上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南新平

文京区指定文化財の追加指定について

胞衣塚碑及び掛軸「富士山弥陀三尊二猿」は、文京区文化財指定基準（昭和 54 年 4 月 2 日文教委告示第 1 号 平成 4 年 4 月 1 日文教委告示第 11 号により改正）を十分に満たす文化財であるため、文京区文化財保護条例（平成 4 年 3 月 31 日条例第 28 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、文京区指定文化財に指定する。

1 胞衣塚碑

(1) 種 別

有形民俗文化財

(2) 追加後の名称及び員数

徳川家宣胞衣塚 1 基 付 胞衣塚碑 1 基

(3) 指定理由

- ・根津神社境内西側の斜面上に所在する徳川家宣胞衣塚（区指定有形民俗文化財）の東側に隣接して建つ。
- ・徳川家宣胞衣塚に関する資料は本資料のほか、わずかに『根津御官記』（国立国会図書館所蔵、文久元年（1861）成立）のみである。明治 14 年の銘がある本資料は、後世のものとはいえ徳川家宣胞衣塚の由緒を知ることができる重要な資料であり、歴史的価値が高い。

(4) 告示日

平成 30 年 3 月 1 日

(5) 所有者

根津神社（文京区根津一丁目 28 番 9 号）

(6) 所在地

文京区根津一丁目 28 番 9 号

2 掛軸「富士山弥陀三尊二猿」

(1) 種 別

有形民俗文化財

(2) 追加後の名称及び員数

富士講関係資料 22 点

(3) 指定理由

- ・本資料は、富士神社に伝來した富士講関係資料の一つである。富士神社伝来の区指定有形民俗文化財「富士講関係資料」のうち、掛軸「御身抜」と掛軸「富士山小御嶽石尊大權現」の二幅と本資料を比較すると、三幅とも表具の仕様が同一で、同形の朱印（印文「官幣大社淺間神社久須志神社」）が捺されていることから、これらの掛軸は三幅一対の御三幅として使用されたと考えられる。

- ・御三幅とは富士講の祭壇に掲げる三幅一対の掛軸で、中央に御身抜を掲げ、左右に富士山の祭神である木花咲耶姫のほか、小御嶽石尊、富士山弥陀三尊二猿などの御影を掲げる。祭壇に拝されるだけではなく、富士登山の際にも御三幅を富士講員が背負い、山頂で飾り拝みをあげた。
- ・三幅一対の御三幅のうち二幅は区指定、一幅は未指定の文化財であるという状態を解消するため、未指定の本資料を区指定文化財「富士講関係資料」に追加指定する。

(4) 告示日

平成 30 年 3 月 1 日

(5) 所有者

富士神社（文京区本駒込五丁目 7 番 20 号）

(6) 寄託先

文京ふるさと歴史館（文京区本郷四丁目 9 番 29 号）

3 文京区文化財保護審議会委員

会長 谷川 章雄（早稲田大学人間科学学術院教授）

副会長 中村 ひろ子（元神奈川大学特任教授）

委員 岩淵 令治（学習院女子大学国際文化交流学部教授）

内田 青蔵（神奈川大学工学部教授）

佐藤 信（東京大学大学院教授）

副島 弘道（大正大学文学部教授）

藤井 英二郎（元千葉大学大学院園芸学研究科教授）

4 文京区文化財保護審議会からの建議書（写）

別紙 1 建議文（写）のとおり

本文化財について、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、区指定文化財に指定するに相応しいものであるか等を判断するため、その詳細について調査・審議するように文京区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

諮問を受けた審議会は、慎重に資料の文化的価値等について調査・審議した結果、文京区文化財指定基準を十分に満たす文化財であると認めた。

これに基づき、平成 30 年 1 月 19 日付、建議書により区指定文化財に指定するよう教育委員会あて建議したものである。

5 指定説明書

別紙 2 及び 3 のとおり

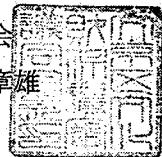
別紙1

平成30年1月19日

文京区教育委員会 殿

文京区文化財保護審議会

会長 谷川 章雄



文京区指定文化財（有形文化財）の追加指定について（建議）

平成29年6月1日付で文京区教育委員会から調査・審議の諮問を受けた胞衣塚碑及び掛軸「富士山弥陀三尊二猿」の文京区指定文化財への追加について、慎重に文化財的価値を調査・審議した結果、「文京区文化財指定基準」を十分に満たし、指定するに相応しい貴重な有形文化財であることを認め、文京区教育委員会に建議いたします。

記

1 変更後の文京区指定文化財の名称及び員数（案）

(1) 徳川家宣胞衣塚 1基
付 胞衣塚碑 1基

(2) 区指定有形民俗文化財「富士講関係資料」22点

- (1) 資料名 胞衣塚碑
- (2) 員 数 1基
- (3) 所有者および住所 根津神社 根津一丁目 28番9号
- (4) 所在地 同上
- (5) 概 要
- [大きさ] (地上部分) 高 220.0 cm 幅 194.5 cm 厚 23.5 cm
 - [形 状] 自然石型
 - [材 質] 安山岩
 - [銘 文] 篆額は正面上部に2行縦書きで陽刻される。碑文は篆額の下に縦書き・楷書体で陰刻される。別紙参照。
 - [保存状態] 修理履歴なし。もとは根津神社拝殿前東側に建っていたが、平成19年5月22日に現在地に移設。
 - [時 代] 明治14年(1881)
- (6) 追加先の指定文化財
- [名 称] 德川家宣胞衣塚
 - [指定日] 昭和49年11月1日
 - [区 分] 有形民俗文化財
 - [所有者] 根津神社(根津一丁目28番9号)
- (7) 説 明
- 根津神社境内西側の斜面上に所在する徳川家宣胞衣塚(区指定有形民俗文化財)の東側に隣接して建つ。
- 徳川家宣胞衣塚に関する資料は本資料のほか、わずかに『根津御宮記』(国立国会図書館所蔵、文久元年(1861)成立)のみである。明治14年の銘がある本資料は、後世のものとはいえ徳川家宣胞衣塚の由緒を知ることができる重要な資料であり、歴史的価値が高い。よって本資料を徳川家宣胞衣塚の付として追加指定する。
- (8) 変更後の名称および員数
- 区指定有形民俗文化財「徳川家宣胞衣塚」の名称および員数を以下のように変更する。
- [変更前] 徳川家宣胞衣塚
 - [変更後] 徳川家宣胞衣塚 1基
付 胞衣塚碑 1基

(9) 参考文献

- 『根津御宮記』(国立国会図書館所蔵、1861年)
- 『風俗画報臨時増刊 新撰東京名所図会』第11編(1897年)
- 磯ヶ谷紫江編『墓碑史蹟研究』第5巻(後苑荘、1927年)



胞衣塚碑（正面から）

【別紙】 胚衣塚碑銘文

〔篆額〕

胚衣塚碑

〔碑文〕

徳川將軍文昭公胚衣塚碑 正二位勳二等松平慶永篆額

城之東北沿不忍池隆然高以長者為躰躅岡其下為千駄木村有神祠曰根津神

社往昔茲地為徳川將軍文昭公之邸第公以寛文二年壬寅夏四月廿五日生遷

其胚衣于此岡聚石作塚世傳曰胚衣塚以根津神社即為公之土地神寶永二年

命有司修治之堂宇宏壯華麗至今弗墮而胚衣塚幽艸荒蕪人少知之者祝官西

邦維中川眞節有慨於此乃將欲建碑於塚上以紀公之德而傳諸不朽請文於重

章重章謹按公諱家宣幼名虎松甲府侯綱重之子五代將軍常憲公養為子及常

憲公薨嗣為將軍實裕慈仁懿意謀治親決前代滯獄赦罪囚一歲至於八千八百

餘人徳川氏創業以來恩典之大所未有也嘗憫麾下士貧困其長子齡及十七歲

者悉許蔭仕間有增齡中選者老臣白曰詐冒欺君其罪不輕公曰親之情以子年

齡不滿而不與恩例遺憾可知矣笑而不問其居潛邸聘新井君美受學博涉經史

尤好通鑑綱目循環聽講者二如大學衍義手自加朱批君美侍講公朝衣冠聽九

千二百有九日如一日其好學蓋如此是以政治清明制度文物之美雖唐宋明主

蓋不之過也惜乎治世纏四年享齡五十有一以薨不能盡如其志其善政美行忠

秉紀之今揭其一二而已矣嗚乎甘棠遺愛猶不忍加之剪伐況胚衣之所壅寧忍

荒蕪不動使狐狸虺蛇窟宅哉宜矣二子之有此舉也遂書其事於石勒之以辭曰

有岡蜿蜒虯龍蟠躰躅被之碧苔皴四月清和公誕辰躰躅初開吐芬芳紫爛熳

花繽粉天鍾嘉瑞生仁人紫河之車載公臻政治實裕活斯民太宗繼囚奚足論仁

宗知賦非比倫我公好文重儒臣四海熙々溫於春紫河車壅花木根公魂來假飾

花晨勿剪勿敗勿加斤樹即甘棠花慶雲

明治十四年辛巳十月

東京 蒲生重章撰

服部和喜書

井龜泉鑄

- (1) 資料名 掛軸「富士山弥陀三尊二猿」
- (2) 品 数 1幅
- (3) 所有者および住所 富士神社 本駒込五丁目7番20号
- (4) 寄託先および住所 文京区 本郷四丁目9番29号(文京ふるさと歴史館)
- (5) 概要
- [大きさ] 縦43.3cm 横22.0cm (表装含 縦99.0cm 横33.1cm)
- [品質] 紙本墨摺り
- [形態] 掛幅装
- [保存状態] 過去に修復等の記録なし
- [伝来] 富士神社に伝来
- [時代] 近世～近代

(6) 追加先の指定文化財

- [名称] 富士講関係資料
- [品数] 21点
- [指定日] 平成18年11月1日
- [区分] 有形民俗文化財
- [所有者] 文京区・護国寺・富士神社

(7) 説明

本資料は、富士神社に伝來した富士講関係資料の一つである。富士神社伝來の区指定有形民俗文化財「富士講関係資料」のうち、掛軸「御身抜」と掛軸「富士山小御嶽石尊大権現」の二幅と本資料を比較すると、三幅とも表具の仕様が同一で、同形の朱印(印文「官幣大社淺間神社久須志神社」)が捺されていることから、これらの掛軸は三幅一対の御三幅として使用されたと考えられる。

御三幅とは富士講の祭壇に掲げる三幅一対の掛軸で、中央に御身抜を掲げ、左右に富士山の祭神である木花咲耶姫のほか、小御嶽石尊、富士山弥陀三尊二猿などの御影を掲げる。祭壇に拝されるだけではなく、富士登山の際にも御三幅を富士講員が背負い、山頂で飾り拝みをあげた。

三幅一対の御三幅のうち二幅は区指定、一幅は未指定の文化財であるという状態を解消するため、未指定の本資料を区指定文化財「富士講関係資料」に追加指定する。

(8) 変更後の品数

区指定有形民俗文化財「富士講関係資料」の品数を21点から22点へ変更する。

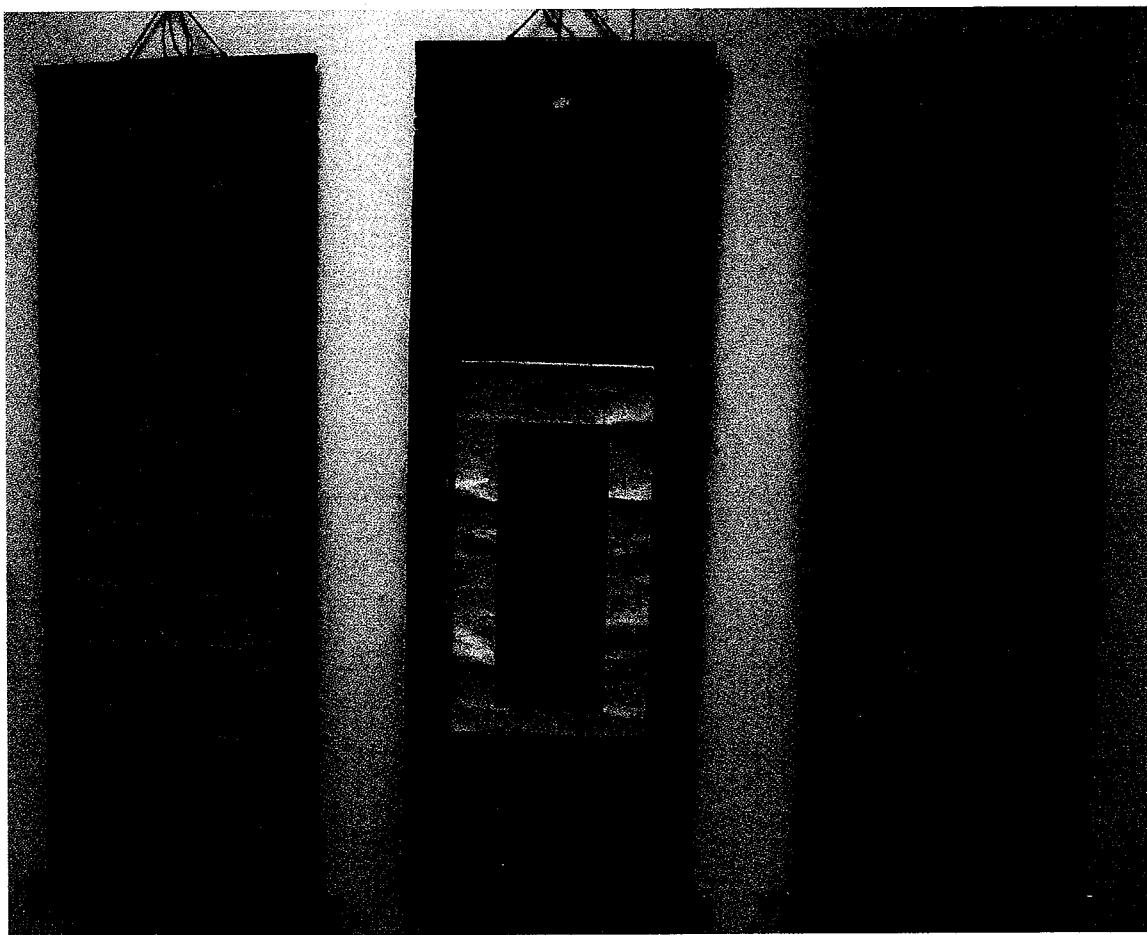
(9) 参考文献

田中斎ほか「富士講関係資料目録」(『文京ふるさと歴史館年報』第2号(平成10年度)、文京区教育委員会、2000年3月)

西海賢二「文京区指定文化財新指定「富士講関係資料」をめぐって」(『文京区文化財年報平成17(2005)年度』文京区教育委員会、2007年3月)



掛軸「富士山弥陀三尊二猿」 富士神社蔵（文京ふるさと歴史館保管）



御三幅（富士神社蔵）

右：掛軸「富士山弥陀三尊二猿」（未指定文化財）

中央：掛軸「御身抜」（区指定文化財「富士講関係資料」のうち）

左：掛軸「富士山小御嶽石尊大權現」（区指定文化財「富士講関係資料」のうち）